

(12) 被災住宅の固定資産税及び都市計画税の特例適用に関する相談

【内容】

被災住宅が滅失した場合に、一定要件のもと一時的に住宅用地としての適用条件にかかる相談ができます。

【持ち物】

- ①納税通知書または課税通知書（共有者用）
- ②①がない場合は、運転免許証等の本人確認書
- ③り災証明（発行中など、まだない場合も相談可）

【担当課】

市民生活部 資産税課
電話：072-841-1361